

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律案新旧対照表

改正案

現

行

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 三十四 省略

三十四の二 特定扶養親族 扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。

三十四の三 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

三十四の四 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者

ロ 第三十二号イからハまでに掲げる者

ハ 障害者

ニ 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第十九条第一項(市町村の認定)に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定(ホにおいて「要介護認定等」という。)を受けている者

ホ 居住者と生計を一にする配偶者その他の親族のうち要介護認定等を受けている者と同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、就労が困難な者として政令で定める者

三十四の五 老人扶養親族 扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。

三十四の六 控除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。)及び老人扶養親族をいう。

三十五 三十七 省略

(定義)

第二条 同上

一 三十四 同上

三十四の二 控除対象扶養親族 扶養親族のうち、年齢十六歳以上の者をいう。
三十四の三 特定扶養親族 控除対象扶養親族のうち、年齢十九歳以上二十三歳未満の者をいう。

三十四の四 老人扶養親族 控除対象扶養親族のうち、年齢七十歳以上の者をいう。

三十五 三十七 同上

三十八 期限後申告書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項(期限後申告書)に規定する期限後申告書をいう。

三十九 修正申告書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第十九条第三項(修正申告書)に規定する修正申告書をいう。

四十 省 略

四十の二 更正請求書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第三項(更正の請求)に規定する更正請求書をいう。

四十一 省 略

四十二 出国 居住者については、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第一百七十七条第二項(納税管理人)の規定による納税管理人の届出をしない国内に住所及び居所を有しないこととなることをいい、非居住者については、同項の規定による納税管理人の届出をしない国内に居所を有しないこととなること(国内に居所を有しない非居住者で第六十四条第一項第一号から第三号まで(非居住者に対する課税の方法)に掲げる非居住者に該当するものについては、これらの号に掲げる非居住者のいずれにも該当しなくなることをし、国内に居所を有しない非居住者で同項第四号に掲げる非居住者に該当するものについては、国内において行ふ第六十一条第二号(人的役務の提供事業に係る対価)に規定する事業を廃止することとする。)をいう。

四十三 更正 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正をいう。

四十四 決定 第十九条(納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力)、第五百五十九条(更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付)及び第六十条(更正等又は決定による予納税額の還付)の場合を除き、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条(決定)の規定による決定をいう。

四十五 省 略

四十六 附帯税 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第四号(定義)に規定する附帯税をいう。

四十七 充当 第九十条(年末調整)及び第九十一条(過納額の還付)の場合を除き、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十七条第一項(充当)の規定による充当をいう。

四十八 還付加算金 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関

三十八 期限後申告書 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第十八条第二項(期限後申告書)に規定する期限後申告書をいう。

三十九 修正申告書 国税通則法第十九条第三項(修正申告書)に規定する修正申告書をいう。

四十 同 上

四十の二 同 上

四十二 出国 居住者については、国税通則法第一百七十七条第二項(納税管理人)の規定による納税管理人の届出をしない国内に住所及び居所を有しないこととなることをいい、非居住者については、同項の規定による納税管理人の届出をしない国内に居所を有しないこととなること(国内に居所を有しない非居住者で第六十四条第一項第一号から第三号まで(非居住者に対する課税の方法)に掲げる非居住者に該当するものについては、これらの号に掲げる非居住者のいずれにも該当しなくなることをし、国内に居所を有しない非居住者で同項第四号に掲げる非居住者に該当するものについては、国内において行ふ第六十一条第二号(人的役務の提供事業に係る対価)に規定する事業を廃止することとする。)をいう。

四十三 更正 国税通則法第二十四条(更正)又は第二十六条(再更正)の規定による更正をいう。

四十四 決定 第十九条(納税地指定の処分の取消しがあつた場合の申告等の効力)、第五百五十九条(更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付)及び第六十条(更正等又は決定による予納税額の還付)の場合を除き、国税通則法第二十五条(決定)の規定による決定をいう。

四十五 同 上

四十六 附帯税 国税通則法第二条第四号(定義)に規定する附帯税をいう。

四十七 充当 第九十条(年末調整)及び第九十一条(過納額の還付)の場合を除き、国税通則法第五十七条第一項(充当)の規定による充当をいう。

四十八 還付加算金 国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)に規定する還

する法律第五十八条第一項（還付加算金）に規定する還付加算金をいう。
2 省 略

（非課税所得）

第九条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

一 九 省 略

十 資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合における国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第十号（定義）に規定する強制換価手続による資産の譲渡による所得その他これに類するものとして政令で定める所得（第三十三条第二項第一号（譲渡所得に含まれない所得）の規定に該当するものを除く。）

十一 十八 省 略

2 省 略

（給与所得）

第二十八条 省 略

2 省 略

3 前項に規定する給与所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 四 省 略

五 前項に規定する収入金額が千万円を超え千五百万円以下である場合 二百二十万円と当該収入金額から千万円を控除した金額の百分の五に相当する金額との合計額

六 前項に規定する収入金額が千五百万円を超える場合 二百四十五万円

4 その年中に支払を受ける給与等が役員給与等のみであり、かつ、当該役員給与等の収入金額が二千万円を超える場合における第二項に規定する給与所得控除額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 その年中の役員給与等の収入金額が二千万円を超え二千五百万円以下である

場合 二百四十五万円から当該収入金額のうち二千万円を超える部分の金額の百分の十二に相当する金額を控除した残額

二 その年中の役員給与等の収入金額が二千五百万円を超え三千五百万円以下である場合 百八十五万円

付加算金をいう。

2 同 上

（非課税所得）

第九条 同 上

一 九 同 上

十 資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である場合における国税則法第二条第十号（定義）に規定する強制換価手続による資産の譲渡による所得その他これに類するものとして政令で定める所得（第三十三条第二項第一号（譲渡所得に含まれない所得）の規定に該当するものを除く。）

十一 十八 同 上

2 同 上

（給与所得）

第二十八条 同 上

2 同 上

3 同 上

一 四 同 上

五 前項に規定する収入金額が千万円を超える場合 二百二十万円と当該収入金額から千万円を控除した金額の百分の五に相当する金額との合計額

三 その年中の役員給与等の収入金額が三千五百万円を超え四千万円以下である場合 百八十五万円から当該収入金額のうち三千五百万円を超える部分の金額の百分の十二に相当する金額を控除した残額

四 その年中の役員給与等の収入金額が四千万円を超える場合 百二十五万円

5 前項に規定する役員給与等とは、役員等（次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）が給与等の支払をする者から役員等の職務の対価（法人税法第三十四条第一項（役員給与の損金不算入）に規定する使用人としての職務を有する役員）の当該職務の対価を除く。）として支払を受ける給与等をいう。

一 法人税法第二十五条第十五号（定義）に規定する役員

二 国會議員及び地方公共団体の議会の議員

三 国家公務員（特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）別表第一及び別表第二の適用を受ける職員、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員その他これらの職員に準ずる者として政令で定める者に限る。）

四 地方公務員（前号に掲げる者に準ずるものとして政令で定める者に限る。）

6 その年中の給与等の収入金額が六百六十万円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、第二項及び第三項の規定にかかわらず、当該収入金額を別表第五の給与等の金額として、同表により当該金額に應じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額とする。

7 その年中に第五項に規定する役員給与等と役員給与等以外の給与等がある場合の第二項に規定する給与所得控除額については、第三項各号に定める金額を基準とし、第四項の規定を参酌して政令で定める。

（退職所得）

第三十条 省 略

2 退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額（当該退職手当等が特定役員退職手当等である場合には、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額）とする。

3 前項に規定する退職所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 政令で定める勤続年数（以下この項及び第六項において「勤続年数」という。）が二十年以下である場合 四十万円に当該勤続年数を乗じて計算した金額

4 1 その年中の給与等の収入金額が六百六十万円未満である場合には、当該給与等に係る給与所得の金額は、前二項の規定にかかわらず、当該収入金額を別表第五の給与等の金額として、同表により当該金額に應じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額に相当する金額とする。

（退職所得）

第三十条 同 上

2 退職所得の金額は、その年中の退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額とする。

3 前項に規定する退職所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる金額とする。

一 政令で定める勤続年数（以下この項において「勤続年数」という。）が二十年以下である場合 四十万円に当該勤続年数を乗じて計算した金額

二 省 略

4) 第二項に規定する特定役員退職手当等とは、退職手当等のうち、役員等（次に掲げる者をいう。）としての政令で定める勤続年数（以下この項及び第六項において「役員等勤続年数」という。）が五年以下である者が、退職手当等の支払をする者から当該役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を受けるものをいう。

一 法人税法第二条第十五号（定義）に規定する役員

二 国会議員及び地方公共団体の議会の議員

三 国家公務員及び地方公務員

5) 次の各号に掲げる場合に該当するときは、第二項に規定する退職所得控除額は、第三項の規定にかかわらず、当該各号に定める金額とする。

一 その年の前年以前に他の退職手当等の支払を受けている場合で政令で定める場合 第三項の規定により計算した金額から、当該他の退職手当等につき政令で定めるところにより同項の規定に準じて計算した金額を控除した金額

二 第三項及び前号の規定により計算した金額が八十万円に満たない場合（次号に該当する場合を除く。） 八十万円

三 障害者になったことに直接基因して退職したと認められる場合で政令で定める場合 第三項及び第一号の規定により計算した金額（当該金額が八十万円に満たない場合には、八十万円）に百万円を加算した金額

6) その年中に第四項に規定する特定役員退職手当等と特定役員退職手当等以外の退職手当等があり、当該特定役員退職手当等に係る役員等勤続年数と特定役員退職手当等以外の退職手当等に係る勤続年数の重複している期間がある場合の退職所得の金額の計算については、政令で定める。

（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）

第四十九条 居住者のその年十二月三十一日において有する減価償却資産につきその償却費として第三十七条（必要経費）の規定によりその者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、その取得をした日及びその種類の区分に応じ、償却費が毎年同一となる償却の方法、償却費が毎年一定の割合で通減する償却の方法その他の政令で定める償却の方法の中からその者が当該資産について選定した償却の方法（償却の方法を選定しなかった場合には、償却の方法のうち政令で定める方法）に基づき政令で定めるところにより計算した金額とする。

二 同 上

4) 次の各号に掲げる場合に該当するときは、第二項に規定する退職所得控除額は、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる金額とする。

一 その年の前年以前に他の退職手当等の支払を受けている場合で政令で定める場合 前項の規定により計算した金額から、当該他の退職手当等につき政令で定めるところにより同項の規定に準じて計算した金額を控除した金額

二 前項及び前号の規定により計算した金額が八十万円に満たない場合（次号に該当する場合を除く。） 八十万円

三 障害者になったことに直接基因して退職したと認められる場合で政令で定める場合 前項及び第一号の規定により計算した金額（当該金額が八十万円に満たない場合には、八十万円）に百万円を加算した金額

（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）

第四十九条 居住者のその年十二月三十一日において有する減価償却資産につきその償却費として第三十七条（必要経費）の規定によりその者の不動産所得の金額、事業所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額は、その取得をした日及びその種類の区分に応じ政令で定める償却の方法の中からその者が当該資産について選定した償却の方法（償却の方法を選定しなかった場合には、償却の方法のうち政令で定める方法）に基づき政令で定めるところにより計算した金額とする。

2 前項の選定をすることができる償却の方法の特例、償却の方法の選定の手続、償却費の計算の基礎となる減価償却資産の取得価額、減価償却資産について支出する金額のうち使用可能期間を延長させる部分等に対応する金額を減価償却資産の取得価額とする特例その他減価償却資産の償却に関し必要な事項は、政令で定める。

(貸倒引当金)

第五十二条 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む居住者が、その有する売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる金銭債権で当該事業の遂行上生じたもの（以下この項において「貸金等」という。）のうち、更生計画認可の決定に基づいて弁済を猶予され、又は賦払により弁済されることその他の政令で定める事実が生じていることによりその一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれるもの（当該貸金等に係る債務者に対する他の貸金等がある場合には、当該他の貸金等を含む。以下この項及び次項において「個別評価貸金等」という。）のその損失の見込額として、各年（事業の全部を譲渡し、又は廃止した日の属する年を除く。次項において同じ。）において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、その年十二月三十一日（その者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。次項において同じ。）において当該個別評価貸金等の取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、その者のその年分の不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。ただし、その者が死亡した場合において、その相続人が当該事業を承継しなかつたときは、この限りでない。

2 省 略

(給与所得者の特定支出の控除の特例)

第五十七条の二 居住者が、各年において特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、その年分の第二十八条第二項（給与所得）に規定する給与所得の金額は、同項及び同条第六項の規定にかかわらず、同条第二項の残額からその超える部分の金額を控除した金額とする。

一 その年中の第二十八条第一項に規定する給与等（以下この項及び次項において「給与等」という。）の収入金額が千五百万円以下である場合 同条第二項

2 前項の選定をすることができる償却の方法の特例、償却の方法の選定の手続、償却費の計算の基礎となる減価償却資産の取得価額その他減価償却資産の償却に関し必要な事項は、政令で定める。

(貸倒引当金)

第五十二条 不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を営む居住者が、更生計画認可の決定に基づいてその有する売掛金、貸付金、前渡金その他これらに準ずる金銭債権で当該事業の遂行上生じたもの（以下この項において「貸金等」という。）の弁済を猶予され、又は賦払により弁済される場合その他の政令で定める場合において、その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる貸金等（当該貸金等に係る債務者に対する他の貸金等がある場合には、当該他の貸金等を含む。以下この項及び次項において「個別評価貸金等」という。）のその損失の見込額として、各年（事業の全部を譲渡し、又は廃止した日の属する年を除く。次項において同じ。）において貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該金額のうち、その年十二月三十一日（その者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時。次項において同じ。）において当該個別評価貸金等の取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額に達するまでの金額は、その者のその年分の不動産所得、事業所得又は山林所得の金額の計算上、必要経費に算入する。ただし、その者が死亡した場合において、その相続人が当該事業を承継しなかつたときは、この限りでない。

2 同 上

(給与所得者の特定支出の控除の特例)

第五十七条の二 居住者が、各年において特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が第二十八条第三項（給与所得）に規定する給与所得控除額を超えるときは、その年分の同条第二項に規定する給与所得の金額は、同項及び同条第四項の規定にかかわらず、同条第二項の残額からその超える部分の金額を控除した金額とすることができる。

に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額

二 その年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合 百二十五万円

2 前項に規定する特定支出とは、居住者の次に掲げる支出（その支出につきその者に係る給与等の支払をする者（以下この項において「給与等の支払者」という。）により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合における当該補填される部分を除く。）をいう。

一 三 省略

四 人の資格を取得するための支出で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたもの

五 省略

六 次に掲げる支出（当該支出の額の合計額が六十五万円を超える場合には、六十五万円までの支出に限る。）で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたもの

イ 書籍、定期刊行物その他の図書で職務に関連するものとして政令で定めるもの及び制服、事務服その他の勤務場所において着用することが必要とされる衣服で政令で定めるものを購入するための支出

ロ 交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為のための支出

ハ 職務に関連して加入した学術団体又は職業若しくは職場を同じくする者が組織する団体で政令で定めるもの（ハにおいて「学術団体等」という。）の会費で、当該学術団体等の運営に必要な経常的経費に充てたためにその会員その他の構成員が負担する支出

3 第一項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書（次項において「申告書等」という。）に第一項の規定の適用を受ける旨及び同項に規定する特定支出の額の合計額の記載があり、かつ、前項各号に掲げるそれぞれの特定支出に関する明細書及びこれらの各号に規定する証明の書類の添付がある場合に限り、適用する。

2 前項に規定する特定支出とは、居住者の次に掲げる支出（その支出につきその者に係る第二十八条第一項に規定する給与等の支払をする者（以下この項において「給与等の支払者」という。）により補てんされる部分があり、かつ、その補てんされる部分につき所得税が課されない場合における当該補てんされる部分を除く。）をいう。

一 三 同上

四 人の資格（弁護士、公認会計士、税理士その他の人の資格で、法令の規定に基づきその資格を有する者に限り特定の業務を営むことができることとされるものを除く。）を取得するための支出で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたもの

五 同上

3 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨及び同項に規定する特定支出の額の合計額の記載があり、かつ、前項各号に掲げるそれぞれの特定支出に関する明細書及びこれらの各号に規定する証明の書類の添付がある場合に限り、適用する。

4 第一項の規定の適用を受ける旨の記載がある申告書等を提出する場合には、同項に規定する特定支出の支出の事実及び支出した金額を証する書類として政令で定める書類を当該申告書等に添付し、又は当該申告書等の提出の際提示しなければならない。

5 省 略

(資産の譲渡代金が回収不能となつた場合等の所得計算の特例)

第六十四条 省 略

2 省 略

3 前項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、同項の譲渡をした資産の種類その他財務省令で定める事項を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

(純損失の繰越控除)

第七十条 省 略

2 省 略

3 前項第二号に掲げる被災事業用資産の損失の金額とは、棚卸資産又は第五十一条第一項若しくは第三項(資産損失の必要経費算入)に規定する資産の災害による損失の金額(その災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。)で前項第一号に掲げる損失の金額に該当しないものをいう。

4 第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する居住者が純損失の金額が生じた年分の所得税につき確定申告書を提出し、かつ、それぞれその後において連続して確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

4 第一項の規定の適用を受ける旨の記載がある確定申告書を提出する場合には、同項に規定する特定支出の支出の事実及び支出した金額を証する書類として政令で定める書類を当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

5 同 上

(資産の譲渡代金が回収不能となつた場合等の所得計算の特例)

第六十四条 同 上

2 同 上

3 前項の規定は、第百五十二条(各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例)の規定による更正の請求をする場合を除き、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出がなかつたこと又はその記載がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第二項の規定を適用することができる。

(純損失の繰越控除)

第七十条 同 上

2 同 上

3 前項第二号に掲げる被災事業用資産の損失の金額とは、たな卸資産又は第五十一条第一項若しくは第三項(資産損失の必要経費算入)に規定する資産の災害による損失の金額(その災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより補填される部分の金額を除く。)で前項第一号に掲げる損失の金額に該当しないものをいう。

4 第一項又は第二項の規定は、これらの規定に規定する居住者が純損失の金額が生じた年分の所得税につき第一項の青色申告書又は第二項各号に掲げる損失の金額に関する事項を記載した確定申告書をその提出期限までに提出した場合(税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。)であつて、それぞれその後において連続して確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

5 省 略

(雑損失の繰越控除)

第七十一条 省 略

2 前項の規定は、同項の居住者が雑損失の金額が生じた年分の所得税につき確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

3 省 略

(社会保険料控除)

第七十四条 省 略

2 前項に規定する社会保険料とは、次に掲げるものその他これらに準ずるもので政令で定めるもの(第九条第一項第七号(在勤手当の非課税)に掲げる給与に係るものを除く。)をいう。

一、二の二 省 略

三 介護保険法の規定による介護保険の保険料

四、十二 省 略

3 省 略

(配偶者特別控除)

第八十三条の二 居住者が生計を一にする配偶者(他の居住者の扶養親族とされる者並びに第五十七条第一項(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除くものとし、第二条第一項第三十号(定義)に規定する合計所得金額(以下この項及び次項並びに次条第一項第一号において「合計所得金額」という。)が七十六万円未満であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から次の各号に掲げるその配偶者の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一、三 省 略

2・3 省 略

5 同 上

(雑損失の繰越控除)

第七十一条 同 上

2 前項の規定は、同項の居住者が雑損失の金額が生じた年分の所得税につきその雑損失の金額に関する事項を記載した確定申告書をその提出期限までに提出した場合(税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。)であつて、その後において連続して確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

3 同 上

(社会保険料控除)

第七十四条 同 上

2 同 上

一、二の二 同 上

三 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定による介護保険の保険料

四、十二 同 上

3 同 上

(配偶者特別控除)

第八十三条の二 居住者が生計を一にする配偶者(他の居住者の扶養親族とされる者並びに第五十七条第一項(事業に専従する親族がある場合の必要経費の特例等)に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第三項に規定する事業専従者に該当するものを除くものとし、第二条第一項第三十号(定義)に規定する合計所得金額(以下この項及び次項において「合計所得金額」という。)が七十六万円未満であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものを有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から次の各号に掲げるその配偶者の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一、三 同 上

2・3 同 上

(扶養控除)

第八十四条 居住者が控除対象扶養親族を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その控除対象扶養親族一人につき、次の各号に掲げる控除対象扶養親族の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

- 一 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族及び成年扶養親族 三十八万円(特定成年扶養親族以外の成年扶養親族については、その居住者の合計所得金額が四百万円を超える場合には、三十八万円からその居住者の合計所得金額のうち四百万円を超える部分の金額の百分の三十八に相当する金額(当該相当する金額に一万円未満の端数があるとき、又は当該相当する金額の金額が一万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額)を控除した残額)
 - 二 特定扶養親族 六十三万円
 - 三 老人扶養親族 四十八万円
- 2 省 略

(扶養親族等の判定の時期等)

第八十五条 省 略

2 省 略

3 第七十九条から前条までの場合において、その者が居住者の老人控除対象配偶者若しくはその他の控除対象配偶者若しくは第八十三条の二第一項(配偶者特別控除)に規定する生計を一にする配偶者又は年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、特定成年扶養親族若しくはその他の成年扶養親族、老人扶養親族若しくはその他の扶養親族に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日の現況による。ただし、その判定に係る者が、その当時に死亡している場合は当該死亡の時の現況によるものとし、第二条第一項第三十四号の四ホに規定する要介護認定等を受けている者がその当時に死亡している場合における同号ホに規定する同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者に該当するかどうかの判定は、当該死亡の時の現況による。

4 省 略

(変動所得及び臨時所得の平均課税)

第九十条 省 略

(扶養控除)

第八十四条 居住者が控除対象扶養親族を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その控除対象扶養親族一人につき三十八万円(その者が特定扶養親族である場合には六十三万円とし、その者が老人扶養親族である場合には四十八万円とする。)を控除する。

2 同 上

(扶養親族等の判定の時期等)

第八十五条 同 上

2 同 上

3 第七十九条から前条までの場合において、その者が居住者の老人控除対象配偶者若しくはその他の控除対象配偶者若しくは第八十三条の二第一項(配偶者特別控除)に規定する生計を一にする配偶者又は特定扶養親族、老人扶養親族若しくはその他の控除対象扶養親族若しくはその他の扶養親族に該当するかどうかの判定は、その年十二月三十一日の現況による。ただし、その判定に係る者がその当時に死亡している場合は、当該死亡の時の現況による。

4 同 上

(変動所得及び臨時所得の平均課税)

第九十条 同 上

2・3 省略

4 第一項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、同項各号に掲げる金額の合計額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

(外国税額控除)

第九十五条 省略

2・4 省略

5 第一項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書（次項において「申告書等」という。）に第一項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類、控除対象外国所得税の額を課されたことを証する書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

6 第二項及び第三項の規定は、繰越控除限度額又は繰越控除対象外国所得税額に係る年のうち最も古い年以後の各年分の申告書等に当該各年の控除限度額及び当該各年において納付することとなった控除対象外国所得税の額を記載した書類の添付があり、かつ、これらの規定の適用を受けようとする年分の申告書等にこれらの規定による控除を受けるべき金額及び繰越控除限度額又は繰越控除対象外国所得税額の計算の基礎となるべき事項を記載した書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額は、当該各年分の申告書等にこの項前段の規定により添付された書類に当該各年の控除限度額及び当該各年において納付することとなった控除対象外国所得税の額として記載された金額を基礎として計算した金額を限度とする。

2・3 同上

4 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨及び同項各号に掲げる金額の合計額の計算に関する明細の記載がある場合に限り、適用する。

5 税務署長は、確定申告書の提出がなかった場合又は前項の記載がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出がなかったこと又はその記載がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第一項の規定を適用することができる。

(外国税額控除)

第九十五条 同上

2・4 同上

5 第一項の規定は、確定申告書に同項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細の記載があり、かつ、控除対象外国所得税の額を課されたことを証する書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

6 第二項及び第三項の規定は、繰越控除限度額又は繰越控除対象外国所得税額に係る年のうち最も古い年以後の各年について当該各年の控除限度額及び当該各年において納付することとなった控除対象外国所得税の額を記載した確定申告書を提出し、かつ、これらの規定の適用を受けようとする年分の確定申告書にこれらの規定による控除を受けるべき金額を記載するとともに、当該申告書に繰越控除限度額又は繰越控除対象外国所得税額の計算の基礎となるべき事項を記載した書類その他財務省令で定める書類を添付した場合に限り、適用する。この場合において、これらの規定による控除をされるべき金額は、当該各年分の確定申告書に当該各年の控除限度額及び当該各年において納付することとなった控除対象外国所得税の額として記載された金額を基礎として計算した金額を限度とする。

7 税務署長は、第一項から第三項までの規定による控除をされるべきこととなる金額又は前項に規定する控除限度額若しくは控除対象外国所得税の額の全部又は一部につき前二項の記載又は書類の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載又は書類の添付がなかったことについてやむを得ない事情が

7| 省 略
8| 省 略

(予定納税額に対する督促の特例)

第百十六条 税務署長は、第百六条第一項(予定納税額等の通知)又は第百九条第一項(特別農業所得者に対する予定納税額等の通知)の規定による通知に係る書面を第百四条第一項(予定納税額の納付)又は第百七条第一項(特別農業所得者の予定納税額の納付)の規定により納付すべき予定納税額(前条の規定により納付すべきこととなつたものを除く。以下この条において同じ。)の納期限の一月前までに発しなかつた場合には、その通知に係る書面を発した日から起算して一月を経過した日後でなければ、これらの規定により納付すべき予定納税額について国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十七条(督促)の規定による督促をすることができない。

(予定納税額に係る延滞税の特例)

第百十九条 次の各号に掲げる予定納税額について国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第六十条第二項(延滞税)の規定により延滞税の額の計算をする場合には、当該各号に掲げる期間は、その計算の基礎となる期間に算入しないものとし、同項中「納期限(延納又は物納の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が発せられた日。以下この項並びに第六十条第三項第一項、第四項及び第五項(納税の猶予等の場合の延滞税の免除)において同じ。)までの期間又は納期限」とあるのは、「所得税法第百十九条各号に掲げる期間の末日」とする。

一 三 省 略

(確定所得申告)

第百二十条 省 略

2 前項第七号及び第八号に規定する予納税額とは、次に掲げる税額の合計額(当該税額のうちに、第百二十七条第一項から第三項までの規定による申告書を提出したことにより、又は当該申告書に係る所得税につき更正若しくは決定を受けたことにより還付される金額がある場合には、当該金額を控除した金額)をいう。

あると認めるときは、その記載又は書類の添付がなかつた金額につき第一項から第三項までの規定を適用することができる。

8| 同 上
9| 同 上

(予定納税額に対する督促の特例)

第百十六条 税務署長は、第百六条第一項(予定納税額等の通知)又は第百九条第一項(特別農業所得者に対する予定納税額等の通知)の規定による通知に係る書面を第百四条第一項(予定納税額の納付)又は第百七条第一項(特別農業所得者の予定納税額の納付)の規定により納付すべき予定納税額(前条の規定により納付すべきこととなつたものを除く。以下この条において同じ。)の納期限の一月前までに発しなかつた場合には、その通知に係る書面を発した日から起算して一月を経過した日後でなければ、これらの規定により納付すべき予定納税額について国税通則法第三十七条(督促)の規定による督促をすることができない。

(予定納税額に係る延滞税の特例)

第百十九条 次の各号に掲げる予定納税額について国税通則法第六十条第二項(延滞税)の規定により延滞税の額の計算をする場合には、当該各号に掲げる期間は、その計算の基礎となる期間に算入しないものとし、同項中「納期限(延納又は物納の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が発せられた日。以下この項並びに第六十三条第一項、第四項及び第五項(納税の猶予等の場合の延滞税の免除)において同じ。)までの期間又は納期限」とあるのは、「所得税法第百十九条各号に掲げる期間の末日」とする。

一 三 同 上

(確定所得申告)

第百二十条 同 上

2 同 上

一 省 略

二 その年において第二百二十七条第一項の規定に該当して、第三百十条（出国の場合の確定申告による納付）又は国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第三十五条第二項（期限後申告等による納付）の規定により納付した又は納付すべき所得税の額

3 次の各号に掲げる居住者が第一項の規定による申告書を提出する場合には、政令で定めるところにより、当該各号に定める書類を当該申告書に添付し、又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。

一・二 省 略

三 第一項の規定による申告書に、特定成年扶養親族（第二条第一項第三十四号の四へに掲げる者その他の政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）に係る扶養控除に関する事項の記載をする居住者 特定成年扶養親族に該当する旨を証する書類として財務省令で定めるもの

四 省 略

4 6 省 略

（還付等を受けるための申告）

第二百二十二条 居住者は、その年分の所得税につき第二百二十条第一項第四号、第六号又は第八号（確定所得申告）に掲げる金額がある場合には、同項の規定による申告書を提出すべき場合及び次条第一項の規定による申告書を提出することができる場合を除き、第三百三十八条第一項（源泉徴収税額等の還付）又は第三百三十九条第一項若しくは第二項（予納税額の還付）の規定による還付を受けるため、税務署長に対し、第二百二十条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出することができる。この場合において、その年において支払を受けるべき第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等で第九十条（年末調整）の規定の適用を受けたものを有する居住者が、当該給与等に係る第二百二十条第三項第四号に掲げる源泉徴収票を添付して当該申告書を提出するときは、同条第一項各号に掲げる事項のうち財務省令で定めるものについては、財務省令で定める記載によることができる。

2・3 省 略

（死亡の場合の確定申告による納付）

第二百二十九条 第二百二十四条第一項（確定申告書を提出すべき者が死亡した場合の

一 同 上

二 その年において第二百二十七条第一項の規定に該当して、第三百十条（出国の場合の確定申告による納付）又は国税通則法第三十五条第二項（期限後申告等による納付）の規定により納付した又は納付すべき所得税の額

3 同 上

一・二 同 上

三 同 上

4 6 同 上

（還付等を受けるための申告）

第二百二十二条 居住者は、その年分の所得税につき第二百二十条第一項第四号、第六号又は第八号（確定所得申告）に掲げる金額がある場合には、同項の規定による申告書を提出すべき場合及び次条第一項の規定による申告書を提出することができる場合を除き、第三百三十八条第一項（源泉徴収税額等の還付）又は第三百三十九条第一項若しくは第二項（予納税額の還付）の規定による還付を受けるため、税務署長に対し、第二百二十条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出することができる。この場合において、その年において支払を受けるべき第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等で第九十条（年末調整）の規定の適用を受けたものを有する居住者が、当該給与等に係る第二百二十条第三項第三号に掲げる源泉徴収票を添付して当該申告書を提出するときは、同条第一項各号に掲げる事項のうち財務省令で定めるものについては、財務省令で定める記載によることができる。

2・3 同 上

（死亡の場合の確定申告による納付）

第二百二十九条 第二百二十四条第一項（確定申告書を提出すべき者が死亡した場合の

確定申告）（第二百二十五条第五項（年の中途で死亡した場合の確定申告）において準用する場合を含む。）又は第二百二十五条第一項の規定に該当してこれらの規定に規定する申告書を提出した者は、これらの申告書に記載した第二百二十条第一項第三号（確定所得申告に係る所得税額）に掲げる金額があるときは、これらの申告書の提出期限までに、当該金額に相当する所得税を国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五条（相続による国税の納付義務の承継）に定めるところにより国に納付しなければならない。

（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納条件の変更）

第二百三十四条 省 略

2 省 略

3 税務署長は、第二百三十二条第一項に規定する延払条件付譲渡に係る契約において定められている賦払金の支払の期日の変更、その支払の期日前における当該賦払金の支払その他の事由が生じたことにより当該許可に係る延納の条件を変更する必要があると認める場合には、延納の期間の短縮その他延納の条件の変更をすることができ、この場合においては、国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十九条第二項及び第三項（納税の猶予の取消し等の場合の弁明の聴取及び通知）の規定を準用する。

（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納の取消し）

第二百三十五条 税務署長は、第二百三十二条第一項（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納）の規定による延納の許可を受けた居住者が次に掲げる場合に該当することとなつたときは、その延納の許可を取り消すことができる。

一・二 省 略

三 その延納に係る担保につき国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十一条第一項（担保の変更等）の規定による命令に応じなかつたとき。

四 その延納に係る担保物につき国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二条第十号（定義）に規定する強制換価手続が開始されたとき。

2 国税に係る共通の手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第四十九条

第二項（納税の猶予の取消し等の場合の弁明の聴取）の規定は、前項第一号又は第三号の規定により同項の延納の許可を取り消す場合について準用する。

確定申告）（第二百二十五条第五項（年の中途で死亡した場合の確定申告）において準用する場合を含む。）又は第二百二十五条第一項の規定に該当してこれらの規定に規定する申告書を提出した者は、これらの申告書に記載した第二百二十条第一項第三号（確定所得申告に係る所得税額）に掲げる金額があるときは、これらの申告書の提出期限までに、当該金額に相当する所得税を国税通則法第五条（相続による国税の納付義務の承継）に定めるところにより国に納付しなければならない。

（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納条件の変更）

第二百三十四条 同 上

2 同 上

3 税務署長は、第二百三十二条第一項に規定する延払条件付譲渡に係る契約において定められている賦払金の支払の期日の変更、その支払の期日前における当該賦払金の支払その他の事由が生じたことにより当該許可に係る延納の条件を変更する必要があると認める場合には、延納の期間の短縮その他延納の条件の変更をすることができ、この場合においては、国税通則法第四十九条第二項及び第三項（納税の猶予の取消し等の場合の弁明の聴取及び通知）の規定を準用する。

（延払条件付譲渡に係る所得税額の延納の取消し）

第二百三十五条 同 上

一・二 同 上

三 その延納に係る担保につき国税通則法第五十一条第一項（担保の変更等）の規定による命令に応じなかつたとき。

四 その延納に係る担保物につき国税通則法第二条第十号（定義）に規定する強制換価手続が開始されたとき。

2 国税通則法第四十九条第二項（納税の猶予の取消し等の場合の弁明の聴取）の

規定は、前項第一号又は第三号の規定により同項の延納の許可を取り消す場合について準用する。

3 省 略

(延納税額に係る延滞税の特例)

第三百三十七条 第三百三十二条第一項(延払条件付譲渡に係る所得税額の延納)の規定による延納の許可があつた場合における所得税に係る延滞税については、その所得税の額のうち前条第一項第一号に規定する延納税額とその他のものとに区分し、当該延納税額のうちに分納税額があるとときは更に各分納税額ごとに区分して、それぞれの税額ごとに国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に關する法律の延滞税に關する規定を適用する。

(源泉徴収税額等の還付)

第三百三十八条 省 略

2 省 略

3 第一項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に關する法律第五十八条第一項(還付加算金)の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる日(同日後に納付された前項に規定する源泉徴収税額に係る還付金については、その納付の日)の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

一・二 省 略

4・5 省 略

(予納税額の還付)

第三百三十九条 省 略

2 省 略

3 第一項の規定により還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に關する法律第五十八条第一項(還付加算金)の期間は、第一項の規定により還付をすべき予納税額の納付の日(その予納税額がその納期限前に納付された場合には、その納期限)の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。ただし、同項の確定申告書がその確

3 同 上

(延納税額に係る延滞税の特例)

第三百三十七条 第三百三十二条第一項(延払条件付譲渡に係る所得税額の延納)の規定による延納の許可があつた場合における所得税に係る延滞税については、その所得税の額のうち前条第一項第一号に規定する延納税額とその他のものとに区分し、当該延納税額のうちに分納税額があるとときは更に各分納税額ごとに区分して、それぞれの税額ごとに国税通則法の延滞税に關する規定を適用する。

(源泉徴収税額等の還付)

第三百三十八条 同 上

2 同 上

3 第一項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)の期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる日(同日後に納付された前項に規定する源泉徴収税額に係る還付金については、その納付の日)の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。

一・二 同 上

4・5 同 上

(予納税額の還付)

第三百三十九条 同 上

2 同 上

3 第一項の規定により還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)の期間は、第一項の規定により還付をすべき予納税額の納付の日(その予納税額がその納期限前に納付された場合には、その納期限)の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日)までの期間とする。ただし、同項の確定申告書がその確定申告期限後に提出された場合には、その確定申告期限

定申告期限後に提出された場合には、その確定申告期限の翌日からその提出された日までの日数は、当該期間に算入しない。

4 省 略

(純損失の繰戻しによる還付の手続等)

第四百四十二条 省 略

2 省 略

3 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第五十八条第一項(還付加算金)の期間は、前二条の規定による還付の請求がされた日(第四百四十条第一項(純損失の繰戻しによる還付の請求)又は前条第一項の規定による還付の請求がされた日がこれらの規定に規定する申告書の提出期限前である場合には、その提出期限)の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日)までの期間とする。

(各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例)

第四百五十二条 確定申告書を提出し、又は決定を受けた居住者(その相続人を含む

。)は、当該申告書又は決定に係る年分の各種所得の金額につき第六十三条(事業を廃止した場合の必要経費の特例)又は第六十四条(資産の譲渡代金が回収不能となつた場合等の所得計算の特例)に規定する事実その他これに準ずる政令で定める事実が生じたことにより、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第一項各号(更正の請求)の事由が生じたときは、当該事実が生じた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該申告書又は決定に係る第二百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで(確定所得申告書の記載事項)又は第二百二十三条第二項第一号、第五号、第七号若しくは第八号(確定損失申告書の記載事項)に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)について、同法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、更正請求書には、同条第三項に規定する事項のほか、当該事実が生じた日を記載しなければならない。

の翌日からその提出された日までの日数は、当該期間に算入しない。

4 同 上

(純損失の繰戻しによる還付の手続等)

第四百四十二条 同 上

2 同 上

3 前項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項(還付加算金)の期間は、前二条の規定による還付の請求がされた日(第四百四十条第一項(純損失の繰戻しによる還付の請求)又は前条第一項の規定による還付の請求がされた日がこれらの規定に規定する申告書の提出期限前である場合には、その提出期限)の翌日以後三月を経過した日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日(同日前に充当をするのに適することとなった日がある場合には、その適することとなった日)までの期間とする。

(各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例)

第四百五十二条 確定申告書を提出し、又は決定を受けた居住者(その相続人を含む

。)は、当該申告書又は決定に係る年分の各種所得の金額につき第六十三条(事業を廃止した場合の必要経費の特例)又は第六十四条(資産の譲渡代金が回収不能となつた場合等の所得計算の特例)に規定する事実その他これに準ずる政令で定める事実が生じたことにより、国税通則法第二十三条第一項各号(更正の請求)の事由が生じたときは、当該事実が生じた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該申告書又は決定に係る第二百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで(確定所得申告書の記載事項)又は第二百二十三条第二項第一号、第五号、第七号若しくは第八号(確定損失申告書の記載事項)に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)について、同法第二十三条第一項の規定による更正の請求をすることができる。この場合においては、同条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、当該事実が生じた日を記載しなければならない。

(前年分の所得税額等の更正等に伴う更正の請求の特例)

第百五十三条 確定申告書に記載すべき第百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで(確定所得申告書の記載事項)又は第百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで(確定損失申告書の記載事項)に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた居住者(その相続人を含む。)は、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求(第百五十九条(更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付)及び第百六十条(更正等又は決定による予納税額の還付)において「更正の請求」という。)をすることが出来る。この場合においては、更正請求書には、同法第二十三条第三項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

一 その修正申告書又は更正若しくは決定に係る年分の翌年分以後の各年分で決定を受けた年分に係る第百二十条第一項第三号、第五号又は第七号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過大となる場合

二 その修正申告書又は更正若しくは決定に係る年分の翌年分以後の各年分で決定を受けた年分に係る第百二十条第一項第六号若しくは第八号又は第百二十三条第二項第七号若しくは第八号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過少となる場合

(更正又は決定をすべき事項に関する特例)

第百五十四条 所得税に係る更正又は決定については、国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十四条から第二十六条まで(更正・決定)に規定する事項のほか、第百二十条第一項第九号又は第十号(確定所得申告書の記載事項)に掲げる事項についても行なうことができる。この場合において、当該事項につき更正又は決定をするときは、同法第二十八条第二項及び第三項(更正通知書又は決定通知書の記載事項)中「税額等」とあるのは、「税額等並びに所得税法第百二十条第一項第九号又は第十号(確定所得申告書の記載事項

(前年分の所得税額等の更正等に伴う更正の請求の特例)

第百五十三条 確定申告書に記載すべき第百二十条第一項第一号若しくは第三号から第八号まで(確定所得申告書の記載事項)又は第百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで(確定損失申告書の記載事項)に掲げる金額につき、修正申告書を提出し、又は更正若しくは決定を受けた居住者(その相続人を含む。)は、その修正申告書の提出又は更正若しくは決定に伴い次の各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日の翌日から二月以内に限り、税務署長に対し、当該各号に規定する金額につき国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求(第百五十九条(更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付)及び第百六十条(更正等又は決定による予納税額の還付)において「更正の請求」という。)をすることが出来る。この場合においては、同法第二十三条第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、その修正申告書を提出した日又はその更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならない。

一 その修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る年分の翌年分以後の年分の確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該年分に係る第百二十条第一項第三号、第五号又は第七号に掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過大となる場合

二 その修正申告書若しくは更正若しくは決定に係る年分の翌年分以後の年分の確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該年分に係る第百二十条第一項第四号、第六号若しくは第八号又は第百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号までに掲げる金額(当該金額につき修正申告書の提出又は更正があつた場合には、その申告又は更正後の金額)が過少となる場合

(更正又は決定をすべき事項に関する特例)

第百五十四条 所得税に係る更正又は決定については、国税通則法第二十四条から第二十六条まで(更正・決定)に規定する事項のほか、第百二十条第一項第九号又は第十号(確定所得申告書の記載事項)に掲げる事項についても行なうことができる。この場合において、当該事項につき更正又は決定をするときは、同法第二十八条第二項及び第三項(更正通知書又は決定通知書の記載事項)中「税額等」とあるのは、「税額等並びに所得税法第百二十条第一項第九号又は第十号(確定所得申告書の記載事項)に掲げる事項」とする。

に掲げる事項」とする。

2 所得税につき更正又は決定をする場合における国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十八条第一項に規定する更正通知書又は決定通知書には、同条第二項又は第三項に規定する事項を記載するほか、その更正又は決定に係る第二百二十条第一項第一号に掲げる金額又は第二百二十三条第二項第一号（確定損失申告書の記載事項）に掲げる純損失の金額についての第二項第一項第二十一号（定義）に規定する所得別の内訳を附記しなければならない。

（青色申告書に係る更正）

第二百五十五条 省 略

2 税務署長は、居住者の提出した青色申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額又は純損失の金額の更正（前項第一号に規定する事由のみに基因するものを除く。）をする場合には、その更正に係る国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十八条第二項（更正通知書の記載事項）に規定する更正通知書にその更正の理由を附記しなければならない。

（更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付）

第二百五十九条 居住者の各年分の所得税につき国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条（決定）の規定による決定があつた場合において、その決定に係る第二百二十条第一項第六号（源泉徴収税額の控除不足額）に掲げる金額があるときは、税務署長は、その者に対し、当該金額に相当する所得税を還付する。

2 居住者の各年分の所得税につき更正（当該所得税についての処分等（更正の請求に対する処分又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この条及び次条において「更正等」という。）があつた場合において、その更正等により第二百二十条第一項第四号若しくは第六号又は第二百二十三条第二項第六号若しくは第七号（源泉徴収税額等）に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その者に対し、その増加した部分の金額に相当する所得税を還付する。

3 省 略

4 第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には

2 所得税につき更正又は決定をする場合における国税通則法第二十八条第一項に規定する更正通知書又は決定通知書には、同条第二項又は第三項に規定する事項を記載するほか、その更正又は決定に係る第二百二十条第一項第一号に掲げる金額又は第二百二十三条第二項第一号（確定損失申告書の記載事項）に掲げる純損失の金額についての第二項第一項第二十一号（定義）に規定する所得別の内訳を附記しなければならない。

（青色申告書に係る更正）

第二百五十五条 同 上

2 税務署長は、居住者の提出した青色申告書に係る年分の総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額又は純損失の金額の更正（前項第一号に規定する事由のみに基因するものを除く。）をする場合には、その更正に係る国税通則法第二十八条第二項（更正通知書の記載事項）に規定する更正通知書にその更正の理由を附記しなければならない。

（更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付）

第二百五十九条 居住者の各年分の所得税につき国税通則法第二十五条（決定）の規定による決定があつた場合において、その決定に係る第二百二十条第一項第六号（源泉徴収税額の控除不足額）に掲げる金額があるときは、税務署長は、その者に対し、当該金額に相当する所得税を還付する。

2 居住者の各年分の所得税につき更正（当該所得税についての処分等（更正の請求に対する処分又は国税通則法第二十五条の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この条及び次条において「更正等」という。）があつた場合において、その更正等により第二百二十条第一項第四号若しくは第六号又は第二百二十三条第二項第六号若しくは第七号（源泉徴収税額等）に掲げる金額が増加したときは、税務署長は、その者に対し、その増加した部分の金額に相当する所得税を還付する。

3 同 上

4 第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には

、その計算の基礎となる国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に
関する法律第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、次の各号に掲げる還付金
の区分に応じ当該各号に定める日（同日後に納付された前項に規定する源泉徴収
税額に係る還付金については、その納付の日）の翌日からその還付のための支払
決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当をするのに適す
ることとなった日がある場合には、その適することとなった日）までの期間とす
る。

一 省 略

二 第二項の規定による還付金 同項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日
（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

イ 省 略

ロ 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十
五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えにつ
いての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及びその
年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事
実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無
効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り
消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由
に基づき行われた更正を除く。） 当該決定の日

5・6 省 略

（更正等又は決定による予納税額の還付）

第六十条 居住者の各年分の所得税につき国税に係る共通的な手続並びに納税者
の権利及び義務に関する法律第二十五条（決定）の規定による決定があつた場合
において、その決定に係る第二百二十条第一項第八号（予納税額の控除不足額）又
は第二百二十三条第二項第八号（予納税額）に掲げる金額があるときは、税務署長
は、その者に対し、当該金額に相当するこれらの規定に規定する予納税額（以下
この条において「予納税額」という。）を還付する。

2・3 省 略

4 第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には
、その計算の基礎となる国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に
関する法律第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、第一項又は第二項の規定
により還付すべき予納税額の納付の日（その予納税額がその納期限前に納付され

、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、
次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日（同日後に納付された
前項に規定する源泉徴収税額に係る還付金については、その納付の日）の翌日か
らその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日
前に充当をするのに適することとなった日がある場合には、その適することとな
つた日）までの期間とする。

一 同 上

二 同 上

イ 同 上

ロ 国税通則法第二十五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服
申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に
基づく更正及びその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の計
算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的
成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに
含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ず
る政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。） 当該決定の日

5・6 同 上

（更正等又は決定による予納税額の還付）

第六十条 居住者の各年分の所得税につき国税通則法第二十五条（決定）の規定
による決定があつた場合において、その決定に係る第二百二十条第一項第八号（予
納税額の控除不足額）又は第二百二十三条第二項第八号（予納税額）に掲げる金額
があるときは、税務署長は、その者に対し、当該金額に相当するこれらの規定に
規定する予納税額（以下この条において「予納税額」という。）を還付する。

2・3 同 上

4 第一項又は第二項の規定による還付金について還付加算金を計算する場合には
、その計算の基礎となる国税通則法第五十八条第一項（還付加算金）の期間は、
第一項又は第二項の規定により還付すべき予納税額の納付の日（その予納税額が
その納期限前に納付された場合には、その納期限）の翌日からその還付のための

た場合には、その納期限）の翌日からその還付のための支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日。第二号ロにおいて「充当日」という。）までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日数は、当該期間に算入しない。

一 省 略

二 第二項の規定による還付金 その年分の所得税に係る確定申告期限（その確定申告期限後にその予納税額が納付された場合には、その納付の日）の翌日から次に掲げる日のうちいずれか早い日までの日数

イ 第二項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

(1) 省 略

(2) 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及びその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。） 当該決定の日

ロ 省 略

517 省 略

（申告、納付及び還付）

第六十六条 前編第五章（居住者に係る申告、納付及び還付）の規定は、非居住者の総合課税に係る所得税についての申告、納付及び還付について準用する。この場合において、第二百二十条第三項第四号（確定所得申告）中「又は」とあるのは「若しくは」と、「居住者」とあるのは「非居住者又は国内及び国外の双方にわたつて業務を行う非居住者」と、「源泉徴収票」とあるのは「源泉徴収票又は収入及び支出に関する明細書で財務省令で定めるもの」と、同条第四項中「業務を行う居住者」とあるのは「業務を国内において行う非居住者」と、第四百三十三条（青色申告）中「業務を行なう」とあるのは「業務を国内において行う」と、第四百四十四条（青色申告の承認の申請）及び第四百四十七条（青色申告の承認があ

支払決定をする日又はその還付金につき充当をする日（同日前に充当するのに適することとなつた日がある場合には、その適することとなつた日。第二号ロにおいて「充当日」という。）までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる還付金の区分に応じ当該各号に定める日数は、当該期間に算入しない。

一同上

二 同上

イ 同上

(1) 同 上

(2) 国税通則法第二十五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及びその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。） 当該決定の日

ロ 同 上

517 同 上

（申告、納付及び還付）

第六十六条 前編第五章（居住者に係る申告、納付及び還付）の規定は、非居住者の総合課税に係る所得税についての申告、納付及び還付について準用する。この場合において、第二百二十条第三項第三号（確定所得申告）中「又は」とあるのは「若しくは」と、「居住者」とあるのは「非居住者又は国内及び国外の双方にわたつて業務を行う非居住者」と、「源泉徴収票」とあるのは「源泉徴収票又は収入及び支出に関する明細書で財務省令で定めるもの」と、同条第四項中「業務を行う居住者」とあるのは「業務を国内において行う非居住者」と、第四百三十三条（青色申告）中「業務を行なう」とあるのは「業務を国内において行う」と、第四百四十四条（青色申告の承認の申請）及び第四百四十七条（青色申告の承認があ